# **力**熊本県公報

号外 第 14 号 平成 17 年 3 月 24 日 (木) (毎週 月・水・金発行)

# 目 次

登	載	- 1	衣	頼																								
〇熊本!																									(人事	委員	会)	1
〇熊本!																									(	"	)	2
〇熊本!																					るま	見則		(	(	"	)	2
〇熊本!																								(	(	"	)	2
〇熊本!	県 職	員の	ひ農	林	漁	業	改良	!普	及	手	当	に	関す	っる	規	則	の	_	部	をi	攻Ι	Εす	る	規				
則																								(	(	"	)	2
〇熊本!																									(	"	)	3
〇熊本!													部を	: 改	Œ	す	る	規	則					(	(	"	)	3
〇熊本!																								(	(	"	)	4
〇熊本!																								(	(	"	)	5
〇公益	法人:	等 ⁄	への	熊	本	県]	職員	等	の	派	遣	等	に関	すす	る	規	則	の		部	をす	女 正	す	る				
規則・																								(	(	"	)	5
〇不利:																									(	"	)	5
〇熊本!			委員	会	に	係	る行	政	手	続	等	に、	おじ	ける	情	報	通	信	の :	技征	術の	り利	用	に				
関す																								(	(	"	)	6
〇熊本!																								(	(	"	)	6
〇熊本!	県人:	事多	委員	会	人	事	相診	きが	設	置	規	程	を房	土	: す	る	規	程						(	(	"	)	6
〇熊本!	県人:	事多	委員	会	事	務	局処	l 務	規	程	の -	<u> -</u> }	部を	: 改	Œ	す	る	規	程					(	(	<i>"</i>	)	6

#### 登載依頼

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月24日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

## 熊本県人事委員会規則第 13 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部総務部の款本庁の項中「人事課長 行政経営課長」を「人事課長」に改め、同款地方出先機関の項中「天草地域振興局室長 天草地域振興局土木部副部長」を「天草地域振興局土木部副部長」を「天草地域振興局土木部副部長室長(支給割合 100 分の 16 の者を除く。) 首席税務専門員」を「首席税務専門員」に、「地域振興局副部長(支給割合 100 分の 16 の者を除く。)」を「地域振興局副部長(支給割合 100 分の 16 の者を除く。)」に改め、

監	100分の23
室長	100分の20
室次長	100分の16

に改め、同款地方出先機関の項中「菊池保

健所長」を「阿蘇保健所長」に、「精神保健福祉センター所長」を「精神保健福祉センター所長 食肉衛生検査所長」に、「精神保健福祉センター次長 食肉衛生検査所長」を「精神保健福祉センター次長」に改め、同部環境生活部の款を次のように改める。

環境生活部	本庁	人権センター長	100分の16
	地方出先機関	くまもと県民交流館長 消費生活センター所長	100分の16
		環境生活審議員	100分の14
		くまもと県民交流館副館長 消費生活センター次長	100分の12

別表知事の事務部局の部商工観光労働部の款地方出先機関の項中「工業技術センター所長」が働相談情報センター所長」を「工業技術センター所長」に、「工業審議員 労政審議員」を「工業審議員」に、「工業技術センター次長 労働相談情報センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」を「新り、同部本務が全員」を「林政審議員」に改め、同部土木部の款地方出先機関の項中「新幹線熊本事務所次長」を「新幹線熊本事務所次長」を「新幹線熊本事務所次長」に改め、同表警察の部警察本部の項中「ハイテク犯罪対策官」を「サイバー犯罪対策官」に改める。

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月24日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 棱

#### 熊本県人事委員会規則第 14 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和 31 年熊本県人事委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表1級の欄中「宇城保健所」の次に「、福祉総合相談所」を加える。

附即

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月24日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

#### 熊本県人事委員会規則第 15 号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則(昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第8条(見出しを含む。)中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に 改める。

第 11 条の 2 (見出しを含む。) 中「災害派遣手当」の次に「及び武力攻撃災害等派遣手当」を加える。

附即

この規則中第11条の2の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

#### 熊本県人事委員会規則第 16 号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給与簿に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第13号)の一部 を次のように改正する。

第7条第3号及び第10条第1号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

## 熊本県人事委員会規則第 17 号

熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則

第1条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第2条本文を次のように改める。

農林漁業普及指導手当は、農業、林業又は水産業に関する専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業若しくは水産業を行い、又はこれらに従事する者に接して農業、林業若しくは水産業に関する技術及び知識を普及指導する者である職員に対して支

給する。

第2条第2号ア中「専門技術員」を「一般職員給与条例第15条の7第1項第1号の職務を行う職員(以下「第1号職員」という。)」に改め、同号イ中「専門技術員」を「第1号職員」に改め、「それぞれの専門技術員室又は」を削り、同号ウ及びエ中「専門技術員」を「第1号職員」に改め、同号オを次のように改める。

↑ 農業、林業又は水産業に係る一般職員給与条例第15条の7第1項第2号の職務を行う職員(以下「第2号職員」という。)がそれぞれの第2号職員をもって構成する組織の長を兼ねること。

第2条第2号カ中「普及員」を「第2号職員」に改め、「それぞれ農業改良普及センター 又は」を削り、同号キ中「専門技術員又は普及員」を「第1号職員又は第2号職員」に改 める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月24日

# 熊本県人事委員会規則第 18 号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号) の 一部を次のように改正する。

別表警察の部中 | 阿蘇郡小国町 | 杖立駐在所 | を | 阿蘇郡小国町 | 杖立駐在所 | に で | 阿蘇郡南小国町 | 満願寺駐在所 | 」 改める。

附即

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年3月24日

熊本県人事委員会規則第 19 号

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆

熊本県人事委員会委員長 松

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 熊本県へき地手当等に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第22号)の一部を次 のように改正する。

に改め、同部上益城教育事務所の項中 に改め、同部上益城教育事務所の項中 田代東部小学校 下矢部西部小学校 中島南部小学校

「を | 田代東部小学校 | に改め、 」

樹

尾

同項中「白糸第二小学校 と削り、同部芦北教育事務所の項中「台小学校 を 告小学校 とおり、同部芦北教育事務所の項中「大岩小学校 大岩小学校 とおります。

御所小学校

務所の項中 | 草部中学校 | を | 産山中学校 | に改め、同部球磨教育事務所の項中 | 人吉第 産山中学校 | 」